

## 令和元年度事業報告

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議（以下「県民会議」という。）は、県民の暴力団排除（以下「暴排」という。）気運、意識の高揚を図るとともに、暴力団排除活動等（以下「暴排活動等」という。）を推進し、安全で平穏な住みよい千葉県づくりのため、令和元年度は、

- 暴力団追放のための広報啓発活動
- 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援
- 暴力団に関する相談活動
- 少年に対する暴力団の影響排除活動
- 暴力団員の社会復帰対策活動
- 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動
- 暴力団排除対策のための調査研究活動

の8項目を柱として、事業活動等を積極的に進めた。

その結果は、次のとおりである。

### 1 暴力団追放のための広報啓発活動

#### (1) 暴力団追放千葉県民大会の開催

令和元年10月29日、千葉市中央区所在千葉県教育会館大ホールにおいて千葉県、千葉県警察及び千葉県暴力団追放県民会議の共催による暴力団追放千葉県民大会（県民会議設立30周年記念大会）を各職域、地域からそれぞれ部会、協議会の関係者500名を超える参加を得て開催し、主催者・来賓挨拶に続き、暴力団追放功労や事業支援功労の個人・団体に対して千葉県警察本部長・県民会議理事長連名の感謝状授賞式、更に第2部では、元大阪府警警察本部長樋口真人氏の「暴力団対策の過去と現在」と題した講演、千葉県警察本部術科師範らによる柔剣道演武、警察音楽隊の演奏が披露され盛会の内に終了した。

#### (2) 暴力団排除気運の醸成活動

##### ア 広報啓発資料の作成配布

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| (ア) ポスター              | 17,200枚 |
| (イ) 県民会議手帳            | 4,600冊  |
| (ウ) 県民会議だより「ぼうつい」第79号 | 28,000部 |
| 「ぼうつい」第80号            | 28,000部 |
| (エ) 小冊子等              |         |

「不当要求防止責任者教本」	2, 300部
「一人ひとりの心に拡げる」	8, 000部
「暴力団情勢と対策」	4, 500部
「企業・行政対象暴力の現状と対策」	700部
「携帯用名刺サイズ基本的対応要領」	5, 000部
(オ) パンフレット	
「千葉県暴力団排除条例」	5, 000部
「購読拒否対応要領」	3, 000部
(カ) チラシ	
「暴力団追放～地域の絆」	5, 000部
「不当要求対応要領12項目」	10, 000部
「詐欺防止～妖怪電話・とっちゃだめ」	1, 000部
(キ) 広報啓発活動用グッズ	
「綿棒・傷テープ・眼鏡拭き」	計9, 000個
「暴排マグネット」	5, 000個
(ク) 各種ステッカー5種類	計21, 000枚
(三ない運動プラスワン・暴力団絶縁宣言の店など)	
(ケ) 平成31年度賛助会員用チラシ	500部

## イ 広域な広報活動の展開

県警、県、市町村等の広報紙に暴排広報文掲載を依頼するなど広域にわたる広報活動を実施した。

また、県警音楽隊定期演奏会、大相撲巡業など官民主催の各種イベント会場に出向き広報啓発チラシ・グッズを配付した他、県警施策の飲食店暴排ローラー活動に際する資料提供など幅広い広報活動を展開した。

### (3) 県民会議賛助会員の加入促進活動

相談活動、広報活動、研修・講習会等あらゆる機会を通じて積極的な入会募集に努めた結果、5企業が入会した。

### (4) 暴力団追放標語の募集

全国暴力追放運動推進センター・千葉県防犯協会と共同して小学生・中学生・高校生及び一般から暴力団追放標語・啓発用ポスターを募集し、暴排気運の一層の高揚を図った。

## 2 市町村、民間暴排組織の活動に対する支援

### (1) 暴力団排除活動組織への支援活動

#### ア 暴排組織設立等への支援

地域住民・企業・関係行政機関等と連携して住民の平穏な生活及び事

業活動の健全な発展に寄与することを目的として開催される、各暴力団排除協議会に専務理事及び事務局スタッフが出席し、暴排講演の実施、広報啓発資料・グッズを提供するなどの支援を実施した。

イ 部会、講演会の開催

企業暴力追放対策部会、ゴルフ場暴力団追放対策部会等の各部会及び分科会、賛助会員企業・団体等における研修会において暴排講演を実施した。

ウ 市町村、地域、企業、団体等への支援

県、市町村及び企業等の研修会などに講師を派遣し、啓発資料の提供や講演を行うなど活動の支援を実施した。

また、令和元年7月2日に松戸市、令和元年11月8日に柏市において、それぞれ市暴力団排除対策協議会が設立され、総会において専務理事が顧問に就任し、講演、資料の提供を行った。

エ 暴排宣言式への支援

千葉県商店会連合会が、千葉県主導の下に推進している暴排活動として、令和元年11月25日に執り行われた浦安市商店連合会暴力団排除宣言式に専務理事が出席し、広報啓発資料・グッズ提供などの支援を実施した。

オ 資料、啓発グッズの配付

令和元年10月29日に開催した設立30周年記念暴力団排除千葉県民大会の開催を機に、暴排マグネットなどの新たな啓発グッズを作成し、配付した。

暴排協議会総会、暴排宣言式、各部会、講習・研修会、官民主催のイベント開催に際してスタッフを派遣して各種資料・啓発グッズの配付を実施した。

(2) 事業所不当要求防止責任者に対する講習

事業所の不当要求防止責任者に対する定期及び選任時講習を合計39回実施した。

12業種の受講者数は、定期講習962人、選任時講習971人及び聴講者64人の合計1,997人であった。

なお、年度初めの4月には、講習受講者人数が開始以来延べ5万人に到達した。

(3) 不当要求情報管理機関援助

新たな不当要求情報管理機関の設置はなかったが、各暴力追放対策部会及び県、市町村等関係機関との情報・意見交換を行い、更なる県民会議事務局との連携強化と情報管理の重要性などについて理解を得るとともに、

作成したパンフレット・チラシ等の広報資料を配付するなど、暴排活動の意識付けを図った。

### 3 暴力団に関する相談活動

#### (1) 暴力団による不法な行為に関する相談活動

令和元年中の相談受理件数は、1,139件（前年比129件増加）であった。

相談内容に応じて、警察への通報、弁護士の紹介、相談委員による助言を行うなど、的確に対応した。

（相談受理・処理状況、主な事例については、別紙のとおり）

ア 県民会議、各自治体、関係団体の広報誌（紙）を活用した周知活動を実施した。

イ 相談対応は、専門的知識・経験を有する暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）として、常勤の専務理事及び県民会議事務局員4名並びに非常勤の相談委員7名（弁護士2名、保護司2名、少年指導委員2名及び警察退職者1名）の計12名により適切に推進した。

ウ 民事介入暴力事案等に対する連携についての協定の運用状況

（平成10年10月21日締結 略称「民暴110番協定」）

暴力団員等の違法、不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者から相談等を受けた場合は、相談者等が求める措置を迅速に実現し、被害の防止及び回復を図るため、千葉県警察、千葉県弁護士会、県民会議の三者が具体的事案ごとに処理連携チームを編成し、事案対応に努めている。

令和元年中には、新たな受理事案はないが、協定締結後の累計事案受理件数は63件、うち61件が処理済であり、継続事案2件に対応した。

エ 移動暴力相談所の開設

県民会議事務局において行う面接相談及び電話相談に加え、県の出先機関である8地域振興事務所に「移動暴力相談所」を開設し、相談者の利便性に配慮した相談を行った。

オ 相談業務に関する情報管理及び秘密の保持の徹底

情報管理規程、個人情報保護規程及び暴力団情報提供要領に基づいて適切な相談業務を実施した。

#### (2) 暴力追放相談委員の委嘱及び研修

平成31年4月5日、暴力団対策法に規定する相談委員の委嘱式を行い非常勤の7名に対し委嘱状を交付するとともに、千葉県警察本部少年課長、捜査第四課長ほか県警幹部から少年非行及び暴力団等に関する情勢説明を

受け、出席者相互に情報交換を行うなどの研修会を実施した。

#### 4 少年に対する暴力団の影響排除活動

##### (1) 少年に対する暴力団の影響排除強化

暴力団の人的供給源を遮断するため、各部会、県、市町村における研修会、各種暴排協議会定期総会、事業所の不当要求防止責任者に対する講習会等において、少年に係わる暴力団の実態を説明し、排除気運の高揚を図った。

##### (2) 少年指導委員による活動の支援

約600人の少年指導委員を対象に県警本部捜査第四課、少年課、交通総務課から講師を招き、県内11会場において講義及び研修を実施した。

台風15号の影響により1会場（大原）では中止を余儀なくされた。

#### 5 暴力団員の社会復帰対策活動

##### (1) 暴力団離脱希望者の援助活動

県民会議の広報紙等で暴力団組織からの離脱相談を積極的に呼びかけ、相談しやすい雰囲気作りに努めるとともに、対応については、関係機関と連携するなど実効を期した。

##### (2) 暴力団社会復帰対策協議会活動の充実

暴力団からの離脱者の社会復帰を促進し、生活環境改善のために就労支援などを行うことを目的とする千葉県暴力団社会復帰対策協議会（職業紹介機関、雇用事業所関係、矯正関係機関、県民会議等で構成）総会を令和元年7月18日に開催し、連携強化を図るとともに、実際に離脱者を数多く受け入れている協力企業代表者による就業状況事例報告がなされた。

##### (3) 離脱者受入事業所の開拓・確保

千葉県警察と連携し、社会復帰対策の基盤となる離脱暴力団員の雇用受入事業所募集に取り組み、各警察署での募集看板設置や、県民会議で作成した受け入れ企業募集チラシの各ハローワークへの頒布、講習会での広報を実施した結果、新たに4社からの新規登録申し出がなされ、協力事業所計26社を確保した。

また、2名の元暴力団員の就労支援を行い、本年3月までに雇用後3ヶ月を経過し、引き続いて雇用継続意思がある受入れ企業3社に対して雇用給付金規程に基づいてそれぞれ雇用給付金5万（計15万円）を交付した。

#### 6 指定暴力団事務所使用差止請求関係業務の推進

##### (1) 周知活動の推進

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律

に基づき、国家公安委員会から認定を受けた適格都道府県センター制度を広く県民、事業者等に知らせるため、広報資料の作成・配布、講習・研修会における説明等、あらゆる機会を利用して周知活動を展開した。

(2) 適正な受託手続きと受託後の対応

現在まで適用事例はないものの、千葉県民事介入暴力対策協議会や関係機関との連携により、有事の際の権限行使、情報管理及び適正な受託手続きや事務処理を期するため研修を行っているほか、専門的な知識を有する弁護士を専門委員に委嘱するなどした。

7 暴力団員による不当な行為の被害者の保護救済活動

(1) 被害者の保護活動

暴力団員の係わる民事介入暴力事案、暴力団員による不当要求事案等、再被害、報復等のおそれがある相談については、被害防止の助言に加え、相談者の意思を確認した上、警察への通報を確実に行うなど、関係者の保護措置に努めた。

(2) 被害者の救済活動

令和元年度の見舞金支給については、暴力団員による傷害事件2件、暴行事件1件、器物損壊事件1件の計4件、4名の被害者に対して合計4万円を支給した。

(3) 民事訴訟費用の無利子貸付にあっては、今年度の事例はなかったが、民暴110番協定事案として平成30年度中に受理した松戸市内における連続けん銃発砲事案の一部被害について、千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センターが組織した弁護団により女性被害者を原告とする損害賠償請求が提訴され、同訴訟費用等の貸付に関し、償還の方法、期限、免除など、より柔軟な対応を可能とするため、3月定時理事会において千葉県暴力団追放県民会議貸付規程の一部改正を行った。

更に、同貸付に関して貸付審査委員会を開催し、松戸事件原告に対する貸付について審査が行われ、訴訟初期費用等として50万円の貸付に関する審査が全会一致で決議された。

8 暴力団排除対策のための調査研究活動

(1) 暴力団に対する情報収集

新聞、週刊誌等の公刊資料から暴力団等関係資料22件（累計11,285件、内訳暴力団関係9,176件・エセ右翼関係1,428件・エセ同和関係681件）をコンピュータ入力して資料化の上、暴力相談業務等

に活用している。

(2) 暴力団活動の実態調査

相談活動、講習、研修会、支援活動などあらゆる機会を通じて情報収集・分析に努めた。

(3) 暴力団に関する情報提供

暴排等目的達成のために、事業者や個人から相談があった場合は、条例上又は被害防止や被害回復等の公益の程度を検討して、適切に情報提供を行った。

別紙

## 令和元年中の暴力団に関する相談活動状況

### 1 内容別件数等

#### (1) 相談受理態様分類

受理態様	件数(件)	比率(%)
電話相談	984	86.4
面接相談	63	5.5
文書相談	92	8.1
その他(メール)	0	0.0
合計	1,139	100.0

#### (2) 相談処理状況

処理内容	合計	比率(%)
事務局で処理	1,133	99.5
警察へ引き継ぐ	6	0.5
弁護士会へ引き継ぐ	0	0.0
その他の機関	0	0.0
合計	1,139	100.0

#### (3) 相談内容別分類

類型別	件数	比率(%)
(1) 人の弱みにつけ込む金品等要求行為	2	0.2
(2) 不当贈与要求行為	2	0.2
(3) 不当下請等要求行為	0	0.0
(4) みかじめ料要求行為	1	0.1
(5) 用心棒料等要求行為	0	0.0
(6) 高利債権取立行為	0	0.0
(7) 不当債権取立行為	0	0.0
(8) 不当債務免除要求行為	0	0.0
(9) 不当貸付等要求行為	0	0.0
(10) 不当金融商品取引要求行為	0	0.0
(11) 不当自己株式買取等要求行為	0	0.0
(12) 不当預貯金受入要求行為	0	0.0
(13) 不当地上げ行為	0	0.0
(14) 競売等妨害行為	0	0.0
(15) 不当宅地等取引要求行為	0	0.0
(16) 不当宅地賃借要求行為	0	0.0



(17) 不当建設工事要求行為	0	0.0
(18) 不当施設利用要求行為	0	0.0
(19) 不当示談介入行為	0	0.0
(20) 因縁をつけての金品要求行為	4	0.4
(21) 不当許認可等要求行為	0	0.0
(22) 不当許認可等排除要求行為	0	0.0
(23) 不当入札参加要求行為	0	0.0
(24) 不当入札排除要求行為	0	0.0
(25) 談合入札要求行為	0	0.0
(26) 不当公共工事契約排除要求行為	0	0.0
(27) 不当公共工事契約下請等排除あっせん要求行為	0	0.0
(28) 縄張に係る禁止行為に関する相談	0	0.0
(29) 準暴力的要求行為等に関する相談	0	0.0
(30) 離脱・勧誘・加入強要に関する相談	5	0.4
(31) 暴力団事務所等に関する相談	0	0.0
(32) 民事訴訟に関する相談	1	0.1
(33) 前各号に該当しない不当行為（刑法等）	6	0.5
(34) 暴力団対策法に関する相談	11	1.0
(35) その他の暴力関係相談	1107	97.1
合 計	1139	100

## 2 主な相談事例

### 事例1 「みかじめ料の要求を断りたい」との相談

最近、深夜飲食店を開店したところ、暴力団らしい男性から「地の者だが、店やるならお金を付き合ってくれ。」等とみかじめ料を要求する電話があったがこれを断りたい。どこの組の誰なのか分からない。

#### 【対応】

暴力団によるみかじめ料の要求と推認され、その者が指定暴力団員の場合には暴力団対策法に定める中止命令の対象となることを説明の上、「警察や県民会議の名を出して、きっぱりと断るよう指導されている。」と相手に申し向け断るよう教示するとともに、相手が分からなくても所轄警察署へ相談することを助言した。

後日、相談者から、数日後に先日の男性からみかじめ料の要求を受けたが「県民会議の名前を出して断ることができました。」旨の連絡があり、その後の要求もなく解決した。

## 事例2 刑務所在監者から文書（手紙）による離脱支援の相談

刑務所に在監する男性から、刑務所の暴力団離脱教育を受けているが、出所した際、当県民会議の離脱支援を受けたい等の内容の手紙が寄せられた。

### 【対応】

当県民会議では、暴力団離脱者の社会復帰を実現させるため離脱及び就労支援活動を行っているが、在監者から直接の相談を受けることは、他府県同様行っていないことから、刑務所を出所する前に刑務所担当官に離脱に関する相談をした上で、刑務所を通じ千葉県警察か当県民会議へ離脱支援の連絡をすること、さらに各都道府県の暴力追放運動推進センターにおいても同様の離脱及び就労支援が受けられることなどについて返信し、相談者に就労手順を教示し、不安の解消に努めた。

## 事例3 元暴力団からの就労支援の相談

他県警の離脱支援を受けた元暴力団員は、組を離脱後、知人を頼り千葉県内で暮らしているが、「将来のためにも真面目に働いて自立したいので就労支援を受けたい。」

### 【対応】

千葉県警察の社会復帰アドバイザー、担当警察官及び県民会議担当職員により相談者と面接し、就労意欲が確認できたことから、公共職業安定所及び社会復帰対策協議会会員である受入事業所（運送会社）に連絡し、同事業所に運転手として就労させることができた。

なお、この他にも同様の就労支援に関する相談があり、それぞれの事情に応じた支援を行った。

## 事例4 「相談者を殴り、逮捕された男が暴力団風であり報復が怖い」との相談

相談者は、飲酒していた飲食店を出たところで、暴力団風の男に因縁を付けられた上、顔面を殴られ負傷したものである。殴った男は、駆け付けた警察官により逮捕されたが、殴った男が暴力団風であることから報復されるのではないかと心配だ。

### 【対応】

相談者は、被疑者との面識はなく、偶発的に発生した事案であり、相談者の住所等も察知されていないことから報復等への発展性は低いと考えられ、相談者には、報復等過度の心配をしないよう助言した。また、相談者の不安に配慮し、関係警察に連絡したところ、被疑者は暴力団とは関係ないとのことであり、相談者へのフォローを依頼した。

事例5 「図書購読要求の対応をどのようにすればよいか」との相談

会社の管理者あてに「北方領土・・・云々」と機関誌の購読要求と思われる電話があり、管理者が多忙中であることを理由に断ったところ、その者は「訪問してお願いします。」等と話し、電話を切った。今後、どのように対応すればよいか。

【対応】

電話を受けた時点で、購入する意思がなければ契約自由の原則により、購入を拒否できること、その意思を伝えて断るなどの一般的対応要領を説明した。今後、相手方の一方的な訪問には応じる必要がない旨の教示をし、機関誌等が送られてきた場合の措置として「受け取り拒否」のメモを貼って返送するなどを助言した上で、相談者に対応マニュアルを送付した。